

重要事項説明書 特別養護老人ホーム ビハーラ十条
(短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス)

(令和 6 年 11 月 1 日現在)

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 十条龍谷会
事業者の所在地	京都市南区吉祥院南落合町 40 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	川邊 藏祐
電話番号	0 7 5 - 6 6 1 - 4 5 0 1

2. ご利用施設

施設名称	特別養護老人ホーム ビハーラ十条
施設の所在地	京都市南区吉祥院南落合町 40 番地 4
施設長名	岡本 康宏
電話番号	0 7 5 - 6 6 1 - 4 5 0 1
F A X 番号	0 7 5 - 6 7 1 - 6 3 8 0

3. ご利用施設であわせて実施している事業

事業の種類	京都府知事の事業者指定		利用定数	京都府基準該当 サービス
	指定年月日	指定番号		
指定介護老人福祉施設	平成 23 年 4 月 1 日	2670500350	1 0 0 人	該当
短期入所生活介護	平成 23 年 4 月 1 日	2670500350	8 人	該当
介護予防短期入所生活介護	平成 24 年 4 月 1 日	2670500350		該当

4. 事業目的と運営の方針

事業の目的	居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。
短期入所生活介護の運営の方針	要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
介護予防短期入所生活介護の運営の方針	要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

5. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地		
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造4階建（耐火建築）
	延べ床面積	5 5 0 8.6 9 m ²
	利 用 定 員	1 0 8 名（施設入所1 0 0 名、短期入所8 名）

(2) ユニット及び個室

種 類	リビング面積	居 室 数	一 室 面 積	ユニット数
ユニット	7 2 . 9 4 m ²	8 部屋（個室）	13.32 m ² ×1 室 13.41 m ² ×2 室 13.43 m ² ×1 室 13.52 m ² ×1 室 13.66 m ² ×1 室 13.96 m ² ×1 室 14.02 m ² ×1 室	1

(3) その他主な施設

設備の種類	数 量	面 積
食堂兼機能訓練室	1 室	1 2 4 . 8 0 m ²
個人浴槽	9 室 2～4階に各3室	4 m ² ×9 室
機械浴槽	特殊浴槽3台 2～4階に各1台	1 1 . 9 5 m ² ×3 室
医務室	1 室	1 6 . 4 5 m ²

6. 職員体制（主たる職員）

介護保険法による職員配置の配置基準に基づき、ユニットケアに必要な職員を配置しております。

（特別養護老人ホーム入所定員 100 名、併設短期入所生活及び介護予防短期入所生活介護定員8名の基準。なお、職員数については、常勤換算法に基づいた人数となります。）

管理者（併設事業所と兼務）	1 名	介護職員（兼務）	5 5 名以上
生活相談員（兼務）	2 名以上	看護職員（兼務）	3 名以上
機能訓練指導員（兼務）	1 名以上	栄養士（兼務）	1 名

7. 職員の勤務体制

主たる勤務体制は原則以下のとおりとなります。

（短期生活介護サービス事業及び介護予防生活介護サービス事業と一体の職員配置となります。）

職種		主たる勤務時間
管理者・生活相談員・栄養士		7：30～20：00の間で交代勤務
看護職員		8：00～19：30の間で交代勤務
介護職員	日勤帯	7：00～20：00の間で交代勤務 各ユニット日勤帯勤務職員平均1名以上の勤務となります。
	夜勤帯	17：15～翌11：15 2ユニットで1名の勤務となります。

8. 営業日及びご利用予約

営業日	年中無休
ご予約方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受付けております。

9. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

（１）介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内 容
食事	食事時間 朝食 7：30～ 9：00 昼食 12：00～13：30 夕食 18：00～19：30 食事場所 各ユニットのリビング 出来るだけ離床してリビングでお食ください。献立はリビング内に掲示します。食べられないものやアレルギーのある方は事前に相談ください。
排泄	お客様の状況にあわせた自立排泄を基本にします。
入浴・清拭	入浴日 週2回以上 ご希望により入浴いただけます。 健康状態により入浴ができない方には、タオルで体をおふきします。
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床をお手伝いします。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。
健康管理	施設の管理医師により、健康管理に努めます。 外部の医療機関に通院する場合はできる限り介添えに協力します。
娯楽等	当施設では、次のような娯楽施設を整えております。 テレビ・ビデオ・カラオケセット・雑誌等
介護相談	お客様とその家族からのご相談に応じます。

（２）利用料（１日あたり）

①介護老人福祉施設利用に伴うお客様負担（別紙料金表の金額になります。）

②介護老人福祉施設利用に伴うその他のお客様負担について（別紙料金表の金額になります。）

③介護保険給付外サービス

電気機器利用 料金	33円／1日 44円／1日 77円／1日	（テレビを利用される場合） （冷蔵庫を持ち込みされる場合） （上記2機種を持ち込みされる場合）
理美容代	別途 業者の料金表	業者の出張によるサービスを利用した場合
おやつ代	50円／1回	施設で提供するおやつ代
	実費	その他おやつ代
身のまわり品費	実費	個人的に使用される日用品等
教養娯楽費	実費	行事の交通費、材料費等。または、特に希望するクラブ活動の材料費
再発行手数料	210円／1枚	領収書等の再発行を希望される場合
文書作成料	3,000円／1部	証明書作成等

※当施設の医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、外部診療とし、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

10. キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用開始日 8 日前までに申し出のある場合	無 料
利用開始日 8 日前までに申し出のない場合	1, 7 6 0 × 日数

11. 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う際の手続き

- (1) 本施設は、指定介護老人福祉施設サービスを提供するに当たっては、当該お客様または他のお客様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他お客様の行動を制限する行為をおこないません。
- (2) 本施設は、前項の身体拘束をおこなう場合には、次の手続きによりおこないます。
 - ①身体拘束廃止委員会を設置
 - ②「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際のお客様の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録。
 - ③お客様または家族に説明し、その他方法がなかったかを検討。

12. 事故・緊急状態への対応

介護福祉サービスの提供において事故等によってお客様が怪我等を負った場合の対応については、以下の手順にての対応を原則とし実施します。ただし、お客様の安全を最優先いたしますので実施内容・実施順が変更される場合もあります。

1. 事故の発生、緊急・怪我等の対応

事故発生時のお客様の安全を最優先し、事故や緊急事態の状況確認と怪我等の対応を医師・看護職員・介護職員等で実施いたします。

2. ご家族への連絡

事故発生後すみやかに、事故の内容・ご本人の状態・医療機関等への受診等をご説明いたします。

3. 医療機関受診・治療

事故の原因等を究明し、再発防止等改善を行います。

4. 事故原因の究明と対応の実施

事故原因等を究明し、再発防止等の改善を行います。

○安全対策責任者： 寺内 崇

損害賠償保険への加入

本事業は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保 険 名 福祉事業者総合補償 まごころワイド

13. 虐待の防止の対応

当施設では虐待の発生、又はその再発を防止するため担当者を置き、委員会を定期的開催し、職員の定期的な研修や対策を検討しその結果について周知徹底を図っています。

○虐待防止担当者： 寺内 崇

14. 業務継続計画の策定等

当施設では感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に対し周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとしています。

15. 非常災害対策

当施設では非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っています。

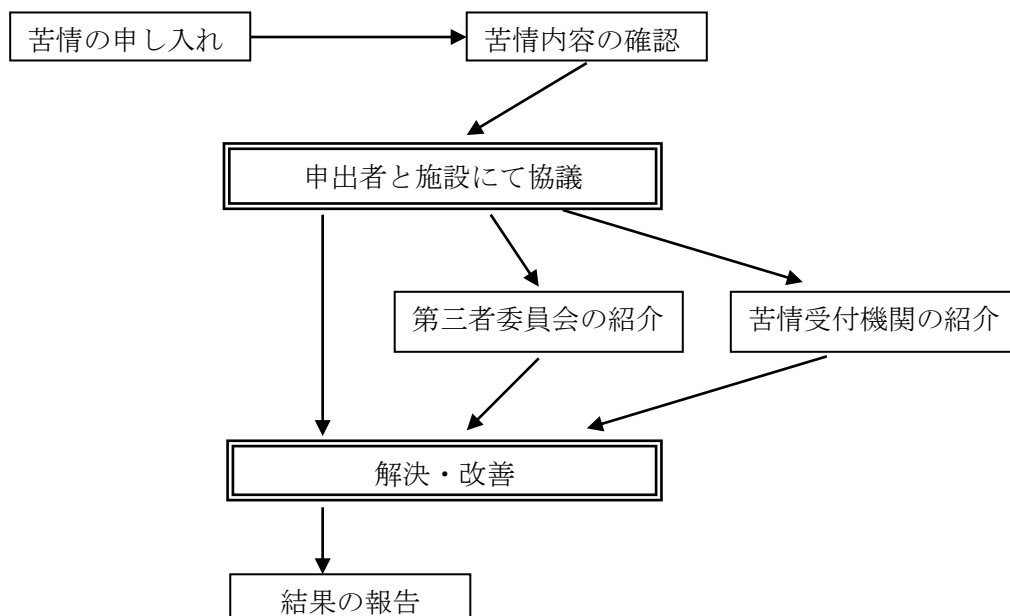
○防火管理者： 川邊 浩藏

16. 秘密保持

当施設では職員の秘密保持義務は利用者との契約終了後も継続します。また、職員の離職後も効力を有します。

17. 苦情等への対応

(1) 苦情対応の流れ



(2) 苦情受付窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けています。

○苦情受付窓口

苦情受付担当者 左近 華子

苦情解決責任者 岡本 康宏

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：30～18：00

TEL 075-661-4501

FAX 075-671-6380

(3) 第三者委員

本事業書では、以下の方を第三者委員に選任し、お客様の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。お客様は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員一覧>

氏名	連絡先
吉澤 英樹	075-593-0800

(4) 行政機関その他苦情受付機関

事業所名	連絡先
南区役所	075-681-3573
下京区役所	075-371-7292
伏見区役所	075-611-1162
伏見区役所深草支所	075-642-3876
伏見区役所醍醐支所	075-571-6747
京都市役所 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	075-213-5871
京都府 健康福祉部 介護・地域福祉推進課	075-414-4678
京都府国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）	075-354-9090

18. 感染症への対応

当施設では委員会を設置し、感染症に関する知識の職員研修や感染症の予防（衛生管理）と発生後の対応（拡大防止）の手順の職員への徹底をはかっております。

19. 夜間の看護体制

当施設では重度の方への対応として常勤の看護職員を1名以上配置し、看護の責任者を定めております。また、協力病院との連携により、24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を整えております。

○看護責任者 看護師 埜村 愛子

20. 協力医療機関

医療機関名称	医療法人 同仁会 京都九条病院
理事長名	松井道宣
所在地	京都市南区唐橋羅城門町10番地
電話番号	075-691-7121
診療科	内科、総合診療科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、外科、整形外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、救急科、高度救急集中治療センター、麻酔科、歯科、口腔外科、泌尿器科、リハビリテーション科、糖尿病内科
入院施設	有り
救急指定の有無	有り
契約概要	当事業所と病院は、施設の医療運営に係る不測の事態に対する医療機関を委託する

21. 協力歯科医療機関

医療機関名称	南口腔ケアセンター
電話番号	075-662-6480

22. 食事サービスの体制

(1) 管理栄養士による栄養管理

当施設では管理栄養士を配置し、お客様の身体状況や病状に応じた食事の提供を実施しています。

23. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

内容	留意点
来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ず面会者名簿に記入の上職員に届出てください。
食べ物等の持込	生もの等の持込に関しては食中毒防止の観点から原則禁止としています。また、お客様の状態により喉詰り等の事故防止のため、食品や飲料水の持込に関しては必ず職員へご確認くださいとともに、他のお客様へのお裾分けについては禁止いたします。
外出	外出の際には、事前に担当者へお申し出ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他のお客様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のお客様の居室等に立ち入らないようにしてください。 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される場合、施設のご利用を禁止する場合があります。
所持品の管理	「持ち物チェックリスト・アプリ」に基づき管理します。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

24. 第三者評価の受審状況

第三者評価の実施の有無	有
実施をした直近の年月日	2023 年 3 月 29 日
実施した評価機関の名称	京都府グループホーム協議会
評価結果の開示状況	ホームページ

25. 重要事項説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

当事業者は、お客様に対する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始日にあたり

お客様 _____ に

代理人 _____ に

対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づき、サービス内容、重要事項を説明し、交付いたしました。

事業者

所在地 京都市南区吉祥院南落合町 40 番の 4
法人名 社会福祉法人 十条龍谷会
代表者名 理事長 川邊 藏祐 (印)
事業所名 特別養護老人ホーム ビハーラ十条
施設長名 岡本 康宏
説明者氏名

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

また、お客様やご家族（後見人含む）について職務上知り得た個人情報を、必要に応じて別表 2 のとおり第三者に情報提供する場合があることに同意します。

介護給付対象外のその他利用料についても、本書面に基づき説明受けるとともに、希望により利用した場合は支払うことに同意します。

お客様

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

代筆者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(本人との関係：)

ご家族

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

I 介護保険のサービス

(1) 介護保険サービス費用

介護保険及び関係法令に基づくお客様負担（お客様が1割負担となっている場合の例）

①要介護状態による金額

要介護状態区分	利用料（1日）	合計（下記②を含めた合計金額）
要支援1	約 5 5 8 円	約 5 9 0 円（※下記②の夜勤職員体制加算Ⅱを除く）
要支援2	約 6 9 2 円	約 7 2 4 円（※下記②の夜勤職員体制加算Ⅱを除く）
要介護1	約 7 4 3 円	約 7 9 4 円
要介護2	約 8 1 4 円	約 8 6 5 円
要介護3	約 8 9 4 円	約 9 4 5 円
要介護4	約 9 6 8 円	約 1, 0 1 9 円
要介護5	約 1, 0 4 1 円	約 1, 0 9 2 円

②各種加算に基づく金額

加算内容	日額	加算内容	日額
機能訓練指導体制加算	約 1 3 円	サービス提供体制加算（Ⅱ）	約 1 9 円
夜勤職員体制加算Ⅱ	約 1 9 円		

③必要に応じていただく加算に基づく金額

加算内容	金額	備考	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	約 1 0 6 円	月額	3月に1回を限度
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	約 2 1 1 円	月額	個別機能訓練加算算定時は100単位
個別機能訓練加算	約 5 9 円	日額	
看護体制加算（Ⅰ）	約 4 円	日額	
看護体制加算（Ⅱ）	約 8 円	日額	
看護体制加算（Ⅲ）	約 1 3 円	日額	
看護体制加算（Ⅳ）	約 2 4 円	日額	
医療連携強化加算	約 6 1 円	日額	
看取り連携体制加算	約 6 8 円	日額	死亡日及び死亡日以前30日以下に限り、7日間を限度
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	約 1 9 円	日額	
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	約 2 1 円	日額	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	約 2 1 1 円	日額	7日間を限度
若年性認知症利用者受入加算	約 1 2 7 円	日額	
送 迎 加 算	約 1 9 4 円	回数	片道
緊急短期入所受入加算	約 9 5 円	日額	7日限度（やむを得ない場合は14日）
口腔連携強化加算	約 5 3 円	月額	
療 養 食 加 算	約 8 円	回数	1日に3回限度
在宅中重度者受入加算	約 4 4 4 円	日額	看護体制加算（Ⅰ）または（Ⅲ）を算定の場合
	約 4 4 0 円		看護体制加算（Ⅱ）または（Ⅳ）を算定の場合
	約 4 3 6 円		上記2点いずれも算定の場合
	約 4 4 8 円		看護体制加算を算定していない場合

認知症専門ケア加算（Ⅰ）	約 3 円	日額	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	約 4 円	日額	
生産性向上連携体制加算（Ⅰ）	約 106 円	月額	
生産性向上連携体制加算（Ⅱ）	約 16 円	月額	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	約 23 円	日額	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	約 6 円	日額	
介護職員等処遇改善加算	合計単位数の 14% 平均 約 132 円/日		

- ※ 2割、3割負担のお客様は上記金額の2倍、3倍の金額となります（滞在費は含まれません）。
- ※ 制度改正に伴い介護保険のサービス費用に変更があった場合は、制度改正施行日からの適用となります。
- ※ ご契約者が要介護認定を受けていない場合等には一旦全額をお支払いいただきます。要介護等認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

（2）滞在費（滞在に要する費用）

項 目	利用料	備 考
食事負担額	朝：245 円／1 回 昼：650 円／1 回 夕：550 円／1 回	ただし、所得段階が 1 段階の方：300 円以内／1 日 2 段階の方：600 円以内／1 日 3 段階①の方：1,000 円以内／1 日 3 段階②の方：1,300 円以内／1 日 4 段階の方：1,445 円以内／1 日
居住費	880 円／1 日	所得段階が第 1 段階の方
	880 円／1 日	所得段階が第 2 段階の方
	1,370 円／1 日	所得段階が第 3 段階の方
	3,130 円／1 日	所得段階が第 4 段階の方

（注） 食事の要する費用及びその滞在する費用について、介護保険法施行規則第 83 条 6、または同規則第 172 条の 2 の規定により、介護保険負担限度額認定証交付を受けたものにあつては当該認定証に記載されている負担限度額とします。

別表 2

利用者の個人情報の利用目的の通知および

第三者に対する提供に関する内容

社会福祉法人 十条龍谷会個人情報保護規程第 5 条の規定に基づき、特別養護老人ホームビハーラ十条短期入所生活介護（介護予防含む）は、利用者からご提供いただいた利用者本人および家族に関する個人情報を、下記の目的以外に利用しないことをお知らせします。

【利用者の個人情報の利用目的】

- ・利用者への介護サービス提供
- ・介護保険事務
- ・利用者のために行う管理運営業務（入退所の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上）
- ・施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行う事例研究など）

なお、下記の利用目的のためには、利用者および家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

【利用者の個人情報を第三者へ提供する場合】

- ・介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ・他の介護事業者との連携（サービス担当者会議など）、連絡調整等が必要な場合
- ・利用者の受診に当たり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合
- ・家族への心身状態や生活状況の説明
- ・研修等の実習生やボランティアの受入において必要な場合
- ・損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届け出等